

令和6年3月29日

各府省人事担当課長 殿

人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の
施行等に伴う関係人事院事務総局職員福祉課長通知の整備について
(通知)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第7
3号）の一部の施行等に伴い、関係人事院事務総局職員福祉課長通知を下記のと
おり整備したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

- 1 「異動日を挟んだ週休日の振替等の取扱いについて（平成25年2月1日職
職—25）」の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する
改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|------------------------|--------------------------|
| <u>I. 事前振替の原則</u> | <u>I. 異動前の週休日とされた日に勤</u> |
| <u>週休日の振替等は、職員の適正</u> | <u>務する必要がある場合</u> |
| <u>な勤務条件の確保の観点から当然</u> | <u>1. 事前振替の原則</u> |
| <u>に事前（勤務することを命ずる必</u> | <u>週休日の振替等は、職員の適</u> |

要がある日及び週休日等に変更する日の到来前）に行わなければならないものとされている。

なお、事前に週休日の振替等を行うことができなかった場合の当該週休日等における勤務については、全て超過勤務となる。

正な勤務条件の確保の観点から当然に事前（異動前の週休日とされた日に勤務するまで）に行わなければならないものとされている。

なお、緊急の業務等によって事前に週休日の振替等を行うことができなかった場合における当該日の勤務については、全て超過勤務となる。

2. 具体的な取扱い

(1) 異動前の週休日とされた日における勤務を命ずる時点で異動することが明らかでない場合

ア 異動前の週休日とされた日に勤務した後に異動することが明らかとなった場合

週休日の振替等により異動前の週休日とされた日に勤務を命ずる時点では異動することが明らかでなく、当該日に勤務した後に異動することが明らかとなった場合であって、振替による週休日（人事院規則 15 —

14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第6条第2項に規定する4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合にあっては、4時間の勤務時間の割振りをやめる日。以下同じ。）が異動日以後に設定されていたときには、公務の円滑な運営、職員の健康及び福祉、職員の適正な勤務条件の確保等の観点を踏まえ、次のとおり取り扱うこととする。

① 各省各庁の長を同じくする他の官職に異動する場合

職員が現に任命されている官職と各省各庁の長（勤務時間法第3条に規定する各省各庁の長をいう。なお、勤務時間の割振りに関する権限が委任されている場合も、委任元の当該各省各庁の長をいう。以下同じ。）を同じくする他の官職に異動

する場合には、異動日以
後に既に設定されていた
振替による週休日を有効
なものとして取り扱うと
ともに、当該職員の異動
後の勤務時間の割振り権
者（各省各庁の長及び勤
務時間の割振りに関する
権限の委任を受けた者を
いう。以下同じ。）は、
当該職員の異動後の業務
の状況等を踏まえ、必要
に応じて、既に設定され
ていた振替による週休日
を振替可能期間（勤務時
間法第8条に規定する人
事院規則で定める期間を
いう。以下同じ。）内に
ある別の日に変更するこ
とができることとする。

この場合において、当
該職員の異動前の勤務時
間の割振り権者は、当該
職員に対し、異動以後
に既に設定されていた振
替による週休日は有効な

ものとして取り扱われる
こと及び振替による週休
日は異動後の業務の状況
等によって別の日に変更
される可能性があること
を速やかに口頭等で通知
するとともに、当該職員
の異動後の勤務時間の割
振り権者に対し、週休日
の振替等に係る資料の写
しを速やかに送付するも
のとする。

なお、異動日以後の振
替による週休日に勤務さ
せる必要がある場合にお
ける当該日の勤務につい
ては、全て超過勤務とな
る。

② 各省各庁の長を異にす
る他の官職に異動する場
合

職員が現に任命されて
いる官職と各省各庁の長
を異にする他の官職に異
動する場合には、当該職
員の異動前の各省各庁の

長とは異なる異動後の各省各庁の長が当該職員に新たに勤務時間を割り振ることから、結果的に異動日以後の振替による週休日はなくなることとなる。

職員の適正な勤務条件の確保等の観点から、このような事態が生じることが可能な限り避けることが適当であり、各省各庁の長は、職員の異動の可能性等を踏まえ、このような週休日の振替等を可能な限り行わないように留意する必要がある。

イ 異動前の週休日とされた日に勤務するまでに異動することが明らかとなった場合

週休日の振替等により異動前の週休日とされた日に勤務を命ずる時点では異動することが明らかでなかったが、当該日に勤務するま

でに異動することが明らか
となった場合であって、振
替による週休日が異動日以
後に設定されていたときに
は、公務の円滑な運営、職
員の健康及び福祉、職員の
適正な勤務条件の確保等の
観点を踏まえ、次のとおり
取り扱うこととする。

① 振替可能期間内で、か
つ、異動日の前日までに
振替による週休日を設け
ることができる場合には
は、既に設定されていた
振替による週休日を変更
することとする。

② ①のとおり振替による
週休日を変更することが
できない場合であって、
職員が現に任命されてい
る官職と各省各庁の長を
同じくする他の官職に異
動するときには、次のい
ずれかの方法によること
とし、職員が現に任命さ
れている官職と各省各庁

の長を異にする他の官職
に異動するときには、i
の方法によることとす
る。

i 週休日の振替等を取
り消す。なお、異動前
の週休日とされた日に
おける勤務は超過勤務
となる。

ii 当該職員の異動前の
勤務時間の割振り権者
は、当該職員の異動後
の勤務時間の割振り権
者に対し、当該職員が
異動日以後の振替可能
期間にある日に勤務し
ないことが業務の円滑
な運営に支障をきたす
おそれがないかを確認
し、当該職員の異動後
の勤務時間の割振り権
者がおそれがない
と判断した場合には、
当該日を振替による週
休日とする週休日の振
替等を行うことができ

ることとする。この場
合における当該職員の
異動後の勤務時間の割
振り権者への関係資料
の送付や異動日以後の
振替による週休日に勤
務させる必要がある場
合の当該週休日におけ
る勤務の取扱いについ
ては、(1)ア①によるこ
ととする。

ただし、当該職員の
異動後の勤務時間の割
振り権者が、当該日に
当該職員が勤務しない
ことが業務の円滑な運
営に支障をきたすおそ
れがあると判断した場
合には、当該職員の異
動前の勤務時間の割振
り権者は週休日の振替
等を取り消す。なお、
異動前の週休日とされ
た日における勤務は超
過勤務となる。

(2) 異動前の週休日とされた日

における勤務を命ずる時点で
異動することが明らかである
場合

週休日の振替等により異動
前の週休日とされた日に勤務
を命ずる時点で異動すること
が明らかである場合には、(1)
イに準じて取り扱うものとす
る。

II. 週休日の振替等が異動日を挟ん
で行われる場合等の具体的な取扱
い
別表のとおり。

II. 異動前の勤務日を週休日に変更
していた場合

1. 振替による週休日を週休日と
して休んだ後に異動する場合

振替による異動前の週休日を
週休日として休んだ後、振替に
よる勤務日（4時間の勤務時間
の割振り変更を行う場合にあっ
ては、4時間の勤務時間を割り
振る日。以下同じ。）とされた
日が到来するまでの間に異動が
あると、当該職員の異動前の勤
務時間の割振り権者は、当該日
に週休日の振替等によって命じ
ようとしていた勤務に当該職員
を従事させることができなくな
ることから、週休日の振替等を

行うに当たっては、このようなことが生じないように十分に留意する必要がある。

2. 振替による週休日とされた日が到来するまでに異動することが明らかとなった場合

振替による週休日とされた日が到来するまでに異動することが明らかとなった場合は、週休日の振替等を取り消すこととする。

Ⅲ. 代休日及び超勤代休時間の取扱い

1. 代休日の取扱い

Ⅱは、勤務時間法第 15 条第 1 項に規定する代休日の取扱いに関して準用するものとする。

2. 超勤代休時間の取扱い

勤務時間法第 13 条の 2 第 1 項に規定する超勤代休時間については、Ⅱの趣旨を踏まえ、適切に対応するものとする。

この場合、当初指定した超勤代休時間を改めて別の日に指定するときには、当該超勤代休時間と同じ時間数の超勤代休時間

Ⅲ. 代休日及び超勤代休時間の取扱い

1. 代休日の取扱い

Iは、勤務時間法第 15 条第 1 項に規定する代休日の取扱いに関して準用するものとする。

2. 超勤代休時間の取扱い

勤務時間法第 13 条の 2 第 1 項に規定する超勤代休時間については、I の 2の趣旨を踏まえ、適切に対応するものとする。

この場合、当初指定した超勤代休時間を改めて別の日に指定するときには、当該超勤代休時間と同じ時間数の超勤代休時間

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>を職員の意向を確認した上で指定するなど職員にとって不利益な取扱いとならないように留意する必要がある。</p> | <p>を職員の意向を確認した上で指定するなど職員にとって不利益な取扱いとならないように留意する必要がある。</p> |
| <p>IV. その他</p> <p>週休日の振替等を行うに当たっては、勤務日や<u>週休日等</u>の変更という重要な勤務条件の変更に際して職員に確実にその内容を伝えることが必要であることを踏まえ、職員にその内容を記載した文書により通知することを原則としている点を含め、週休日の振替等に関する人事院規則等の規定に則って適切に対応することとする。</p> | <p>IV. その他</p> <p>週休日の振替等を行うに当たっては、勤務日や<u>週休日</u>の変更という重要な勤務条件の変更に際して職員に確実にその内容を伝えることが必要であることを踏まえ、職員にその内容を記載した文書により通知することを原則としている点を含め、週休日の振替等に関する人事院規則等の規定に則って適切に対応することとする。</p> |

2 次に掲げる人事院事務総局職員福祉課長通知は、廃止する。

- (1) 障害を有する職員に係る勤務時間の割振り等の手続について（平成30年12月7日職職一250）
- (2) 「超過勤務を命ずるに当たっての留意点について」に定める早出・遅出勤務の活用について（平成31年2月1日職職一23）

以 上

| 異動が判明する時点 | 振替後の勤務日 又は 週休日 | 振替後の形 | | 異動日を挟む振替の取扱い |
|-------------|----------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 異動前 | 異動後 | |
| 週休日の振替を行った後 | 到来前 | 勤務日 | 週休日 | 【原則】振替後の週休日とする日を振替可能期間内にある異動前の別の日に変更することとし、変更できない場合は、振替を取り消す(①) 【例外】各省各庁の長が同一であって、かつ、公務運営上の支障がない場合は、振替を引き続き有効とすることも可能(③) |
| | | 週休日 | 勤務日 | 異動前の勤務時間の割振り権者は、異動後の官職における勤務を命ずる権限がないため、振替を取り消す(①) |
| | 到来後 | 勤務日 | 週休日 | 各省各庁の長が同一の場合は、振替は有効(③) 各省各庁の長が異なる場合は、振替後の週休日のみ無効となる (注)既に到来した振替後の勤務日は、正規の勤務時間を勤務したものとして取り扱う |
| | | 週休日 | 勤務日 | 振替後の勤務日のみ無効となる (注)既に到来した振替後の週休日は、勤務時間が割り振られていなかったものとして取り扱う |
| 週休日の振替を行う前 | 勤務日 | 週休日 | 【原則】このような振替は行わず、異動前の週休日と異動前の勤務日との間で振替を行うか、振替を行わない(②) 【例外】各省各庁の長が同一であって、かつ、公務運営上の支障がない場合は、このような振替を行うことも可能(③) | |
| | 週休日 | 勤務日 | 異動前の勤務時間の割振り権者は、異動後の官職における勤務を命ずる権限がないため、振替は行うことができない(②) | |

【用語の定義】

- ・各省各庁の長：勤務時間法第3条に規定する各省各庁の長をいう。なお、勤務時間の割振りに関する権限が委任されている場合も、委任元の当該各省各庁の長をいう
- ・勤務時間の割振り権者：各省各庁の長及び勤務時間の割振りに関する権限の委任を受けた者をいう
- ・週休日の振替(振替)：人事院規則15—14第6条第2項に規定する週休日の振替等をいう
- ・振替可能期間：勤務時間法第8条第1項に規定する人事院規則で定める期間をいう
- ・振替後の週休日(当初の勤務日)：振替により週休日等に変更する日をいう
- ・振替後の勤務日(当初の週休日)：振替により勤務時間を割り振る日をいう

【留意点】

- ・不適切な振替(二重下線の例)だけでなく、原則として、定期的な異動日(4月1日等)を挟む週休日の振替は、できる限り行わないことが適切である
- ・①及び②の場合の週休日の勤務は、全て超過勤務として取扱う
- ・③の場合、異動後の勤務時間の割振り権者において、振替後の週休日を振替可能期間内にある別の日に変更することも可能
- ・③の場合、異動前の勤務時間の割振り権者は、当該異動する職員に対し、週休日の振替は有効であること及び異動後の状況により振替後の週休日に変更される可能性があることを速やかに口頭等で通知すること。また、異動後の勤務時間の割振り権者に対し、週休日の振替に関する資料の写しを速やかに送付すること